十輪院障害者福祉基金　助成要綱

1．対象
奈良県内にある、以下のア～カに該当する施設又は事業所（以下「施設」という）。
（営利法人が運営するもの、及び地方公共団体が運営するものを除く。）

ア　障害者支援施設
イ　障害児の児童福祉施設
ウ　地域活動支援センターを実施する事業所
エ　障害福祉サービス事業所（ただし、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護に係る事業所は除く）
オ　相談支援事業所
カ　障害児通所支援事業所

2．助成限度額
年間100万円
ただし、1件あたり50万円を限度とする。

3．助成対象事業
以下の①から③のいずれかに該当し、助成対象年度内に完了する事業を助成の対象とする。
①　障害者（児）の就労支援に資する事業
②　障害者（児）と地域との交流に資する事業
③　その他、施設等において障害者（児）の福祉の増進に資する事業
なお、申請については1施設等1件に限る。

4．申請手続き
別紙「様式1」の申請書に必要事項を記入し、提出する。

5．助成の決定
基金において選考委員会を設け、申請書その他の内容を審査し決定。
通知については十輪院障害者福祉基金より決定した施設等にのみ通知する。
（なお、申請事業につき、別途他の助成を受けた場合は、助成対象から除外する）

6．選考基準
次の項目を重点に選考委員会で審査する。
・申請事業が先駆的なものであるか否か。
・申請事業に実効性があるか否か。
・申請事業の緊急性が高いものか否か。
なお、3．の助成対象事業については、原則①、②をより優先して採択するものとするが、緊急性が極めて高いと認められる場合は、その限りではない。

7．贈呈式
助成施設決定後指定する日において、十輪院において贈呈式を行う。

8．助成後の留意点
事業完了後すみやかに別紙「様式2」の事業完了報告書を基金に提出。
また、助成を受けた事業については、必ず「十輪院障害者福祉基金　令和○年度助成による」旨を明記すること。